

飲食料品製造業分野 特定技能 I 号技能測定試験について

KOWA WORLD 株式会社

かさい 作成者: 河 西

目次



特定技能 I 号のポイント	••••3
特定技能1号「飲食料品製造業」について	••••4
飲食料品製造業で求められる人材は?	••••5
特定技能 I 号「飲食料品製造業」の対象となる業務	6.7
特定技能『飲食料品製造業』の仕事内容	••••8
外国人特定技能1号を取得するには?	••••9
受験資格	••••10
短期滞在ビザの代表例	••••11
特定技能Ⅰ号技能測定試験の概要	••••12
試験内容(学科と実技)	13.14
技能試験の合格基準と受験料	••••15
学習テキスト	••••16
試験の手続き	••••17
試験当日の持ち物と注意事項	••••18
合格者発表と合格証書	••••19
2020年度年間スケジュール	••••20
第1回募集状況	•••••21
試験日程詳細	•••••22.23
特定技能ビザの申請方法	••••24
外国人労働者「技能実習生」から「特定技能」に変更	•••••25
技能実習制度の区分と在留資格	••••26
技能実習と特定技能制度比較	•••••27
技能実習2号移行対象職種	••••28

特定技能 I 号のポイント



- 特定技能とは「一定の知識や経験を 持った即戦力となる外国人が持つ在留資格」のこと。
- 特定技能は現在全部で14業種が対象になり、 特定技能1号と特定技能2号の2つに区分される。

特定技能 I 号のポイント

- 在留期間:1年,6か月又は4か月ごとの更新,通 算で上限5年まで
- 〇 技能水準:試験等で確認(技能実習2号を修了した 外国人は試験等免除)
- 〇 日本語能力水準:生活や業務に必要な日本語能力を 試験等で確認(技能実習 2号を修了した外国人は試験 等免除)
- 〇 家族の帯同:基本的に認めない
- 〇 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能1号「飲食料品製造業」について



飲食料品製造業は、加工食品や飲料水などを製造する産業だ。

農林水産省によると特定技能「飲食料品製造業」分野において、 2023年までの受入れ見込数は最大3万4,000人とされる。



飲食料品製造業で求められる人材は?



*人材のイメージ

飲食料品の製造工程でHACCP (ハサップ) に沿った衛生管理ができる人材。

今後飲食料品の製造現場において、上記のような衛生管理の知識を持った人材の確保が最優先に求められてる。

また、飲食料品の製造工程で衛生管理ができる人材は以下のとおりになる。

- ・①主な食中毒菌や異物混入に関する基本的な知識・技能
- ・②食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識・技能
- ・③施設設備の整備と衛生管理に関する基本的な知識・技能

特定技能 I 号「飲食料品製造業」の対象となる業務



特定技能「飲食料品製造業」の対象となる業務は7つに分類されている。

- 1. 食料品製造業
- 2. 清涼飲料製造業
- 3. 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- 4. 製氷業
- 5. 菓子小売業(製造小売)
- 6. パン小売業 (製造小売)
- 7. 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

しかし、飲食料品の中で酒類は対象外となってる。



(参考) 食料品製造業の内訳



- ·畜産食料品製造業
- 例) 部分肉・冷凍肉、肉加工品等
- ·水産食料品製造業
- 例) 水産缶詰・瓶詰、海藻加工等
- ·野菜缶詰·果実缶詰·農産保存食料品製造業
- 例)野菜漬物等
- ·調味料製造業
- 例) 味みそ、しょう油・食用アミノ酸等
- ·糖類製造業
- 例)砂糖、ぶどう糖・水あめ・異性化糖等
- ・精穀・製粉業
- 例)精米·精麦、小麦粉等
- ・パン・菓子製造業
- 例)生菓子、ビスケット類・干菓子等
- ·動植物油脂製造業
- ・その他の食料品製造業

(でんぷん、めん類、豆腐・油揚げ、あん類、冷凍調食品、惣菜、すし・弁 当・調理パン、レトルト食品等)

特定技能『飲食料品製造業』の仕事内容



特定技能の「飲食料品製造業」は、主に食料品や飲料などの製造や加工、安全衛生管理を行う仕事に就くための在留資格になる。

この分野では直接雇用のみが認められているため、派遣などで雇用することはできない。

商品を製造するだけではなく、例えば以下

- ★原材料の受発注
- ★製品の納品や在庫管理
- ★作業場の清掃や事業所の管理

といった関連業務も付随的に従事することが可能だ。

外国人特定技能1号を取得するには?



特定技能1号の在留資格を取得するには、

外国人本人が ①技能試験 ②日本語試験に合格する必要がある。

(技能実習2号を良好に修了した者は試験免除。)

①技能試験

飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験は外国人食品産業技能評価機構(OTAFF)が 実施する。

以下のURLをご参考してください。

https://otaff1.jp/

2日本語試験

日本語試験は、どちらかの試験に合格する必要がある。

- (1) 日本語能力試験(N4以上)
- (2) 国際交流基金日本語基礎テスト(海外で実施するため、省略する)

受験資格



国内試験の受験資格:

- ① 試験日において、満17歳以上であること。
- ② 旅券(パスポート)を所持していること。 現在イランやイスラム共和国の旅券を持っている人は、受験資格のないものとみなされる。
- ③適正な在留資格を取得してにゅうごくしていること。
- ・令和2年4月から短期滞在の在留資格でも受験可能になった。 (短期滞在の在留資格について次のページに説明する。)
- ・受験資格がない者については、仮に受験して合格した場合でも、合格は取り消され、在留資格の認定・変更ができない。また、受験料の返金もできない。

短期滞在ビザの代表例



短期滞在とは、外国人の方が観光等の活動内容で、短期間日本に滞在することだ。

短期滞在の活動内容については、観光、病気治療の目的、親族訪問、 短期間の商用、日本の大学などの受験などある。

短期滞在の在留期間は90日、30日、15日以内(1~15日)の3種類がある。

特定技能 I 号技能測定試験の概要



- 試験言語
- <国内試験>及び<国外試験> 日本語
- 実施方法
- <国内試験> ペーパーテスト(マークシート)方式
- <国外試験> C B T (Computer-Based Testing) 方式 CBT方式はコンピュータを使った試験のことだ。
- 試験時間・科目

80分 40問 150点満点

原則として三者択一、合格基準 65%以上

(1) 学科試験

30問100点満点

(2) 実技試験(判断・計画立案試験等)

10問50点満点

学科試験



項目	主な内容	問題数 (問)	配点 (点)	満点 (点)
食品安全・品質管理の基本 的な知識	・食品安全の必要性・食中毒に関する知識			
一般衛生管理の基礎	・作業前、作業中、作業後の衛生管理及び 食品安全の心得・5 S活動の取組み・異物混入管理			
製造工程管理の基礎	・原材料管理・製造工程の管理と注意事項・製品の管理・アレルギー物質の管理	25	3	75
HACCPによる衛生管理	・HACCPとは・危害要因分析・HACCPフ原則・HACCP衛生管理の基本			
労働安全衛生に関する知識	・職場の危険・作業手順と55の励行・異常事態発生時の対応など	5	5	25
	合計	30		100

実技試験



項目	主な内容	問	題数(問)		配点	満点
	工作品	判断試験	計画立案	合計	(点)	(点)
食品安全・品質管理の基本的 な知識	・食品安全の必要性・食中毒に関する知識					
一般衛生管理の基礎	・作業前、作業中、作業後の衛生及び安全心得・5 S活動の取組み・異物混入管理					
製造工程管理の基礎	・原材料管理 ・製造工程の管理と注意事項 ・製品の管理 ・アレルギー物質の管理	4	2	6	5	30
HACCPによる衛生管理	・HACCPとは・危害要因分析・HACCPフ原則・HACCP衛生管理の基本					
労働安全衛生に関する知識	・職場の危険 ・作業手順と5Sの励行 ・異常事態発生時の対応など	4	0	4	5	20
合	dž	8	2	10		50

※実技的要素を取り入れた筆記試験となる。

技能試験の合格基準と受験料



技能試験の合格基準は、学科と実技の合計点数が65%以上の正答率になる。

※注意:試験に合格することができたとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したものではなく、試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請をしても、必ずしも許可をもらえるものではない。

受験料

2020年度に適用される技能試験の受験料は、税込で8,000円となる。

もし実施機構による都合で試験が開催できない場合には、返金することも可能。

学習テキスト



飲食料品製造業における技能試験の学習テキストは、一般社団法人食品産業セ ンターで配布されている。実際の試験科目に基づいた内容となっており、試験ではこ のテキストの範囲から出題される。

テキストは以下のURLをご参考してください。

https://www.shokusan.or.jp/news/3199/

言語は、日本語・英語・ベトナム語・インドネシア語・中国語に対応している。

試験の手続き



- ※ 試験を受けるには、受験者情報などをマイページ登録する必要がある。 登録したマイページにログインして申し込み事項に記入する。 入力するのは、主に参加する試験日時や会場など。
- ※ マイページ登録には審査があり、最大 5 営業日がかかる。 試験に申し込むまでにマイページ登録を済ませておくことが必要。 顔写真は、受付で本人確認や、合格証書に使用する。
- ※ 万が一、申し込み数が定員を超えてしまった場合には抽選が行われる。 その後、当選結果をメールなどで確認したら受験料を支払う。
- ※ 詳細は、一般社団法人外国人食品産業技能評価機構(OTAFF)のHP (https://otaff.or.jp/)を御確認ください。

試験当日の持ち物と注意事項



試験当日には、受験者が持参しなければならない持ち物もある。具体的には、

- •ダウンロードした受験票
- •パスポートや在留カード
- •マークシートの記入で使うHBの鉛筆や消しゴムといった筆記用具

(シャープペンシル など は使用できない)

受験票やパスポートなどは、本人確認に必要なものとなる。

もし忘れてしまった場合、試験を受けることができない。

試験案内は以下のURLをご参考してください。

https://otaff1.jp/img/file/i_shikenannai_jp.pdf 日本語

https://otaff1.jp/img/file/i shikenannai cn.pdf 中国語

https://otaff1.jp/img/file/i shikenannai vn.pdf ベトナム語

https://otaff1.jp/img/file/i_shikenannai_np.pdf ネパール語

https://otaff1.jp/img/file/i_shikenannai_en.pdf 英語

合格者発表と合格証書



※ 合格者については、試験を実施している外国人食品産業技能評価機構の

Webサイトで受験番号が発表される。

確認できるようになるのは、試験が終わってから約3週間以内。

※ 試験結果は、マイページの「受験履歴」で確認できる。

またすべての受験者に対して、マイページに登録したメールアドレス宛に結果

が送られる。

※ そして合格者のマイページには、合格証書がアップロードされる。

証書の有効期限は10年

2020年度年間スケジュール



回数	受付開始	試験日	試験地 (予定)	合格発表
第1回試験	8月3日から8月7日	9月7日~9月 11日	宮城 東京 神奈川 愛知 大阪 福岡	10月上旬 予定
第2回試験	10月中旬 (予定)	11月中旬 (予定)	北海道 埼玉 東京 愛知 大阪 福岡	12月上旬 予定
第3回試験	12月中旬 (予定)	1月下旬 (予定)	東京 神奈川 愛知 大阪 福岡 沖縄	2月中旬 予定

○新型コロナウィルス感染の今後の状況により、試験の中止や延期があり得る。

第一回募集状況



一次募集受 付期間 8/3~8/7 一次募集 支払い期限 8/14まで 二次募集 受付期間 8/18から 8/20

二次募集 支払い期限 8/24まで

受験票発行 8月下旬

試験 9/7~9/11 合格発表 10月上旬

※ この試験は抽選制になっている。 試験申込数が定員以下の場合、全員が当選になる。

- ※ 一次募集で定員に達し、空席が発生しない場合は、その会場については 二次募集をしない。
- ※ 受験料の支払いは、当選後に可能となる。

試験日程詳細2-1



作成時 8/10 の状況

都道府県 市区町村	試験会場	開催日	受付 開始時刻	試験 開始時刻	定員	申込状況	前日までの 申込状況
宮城県 仙台市	<u>ハーネル仙台</u> <u>3F 蔵王B</u>	2020.09.07(月)	12:40	13:30	24名	受付終了	64名
宮城県 仙台市	<u>ハーネル仙台</u> <u>3F 蔵王B</u>	2020.09.07(月)	15:30	16:20	24名	受付終了	43名
東京都江東区	<u>タイム24ビル</u> <u>12F 121研修室</u>	2020.09.08(火)	12:40	13:30	50名	受付終了	283名
東京都 江東区	<u>タイム24ビル</u> <u>12F 121研修室</u>	2020.09.08(火)	15:30	16:20	50名	受付終了	179名
東京都江東区	<u>タイム24ビル</u> <u>12F 121研修室</u>	2020.09.09(水)	12:40	13:30	50名	受付終了	182名
東京都 江東区	<u>タイム24ビル</u> <u>12F 121研修室</u>	2020.09.09(水)	15:30	16:20	50名	受付終了	164名
東京都江東区	<u>タイム24ビル</u> <u>12F 121研修室</u>	2020.09.10(木)	09:10	10:00	50名	受付終了	188名
東京都 江東区	<u>タイム24ビル</u> <u>12F 121研修室</u>	2020.09.10(木)	12:40	13:30	50名	受付終了	170名

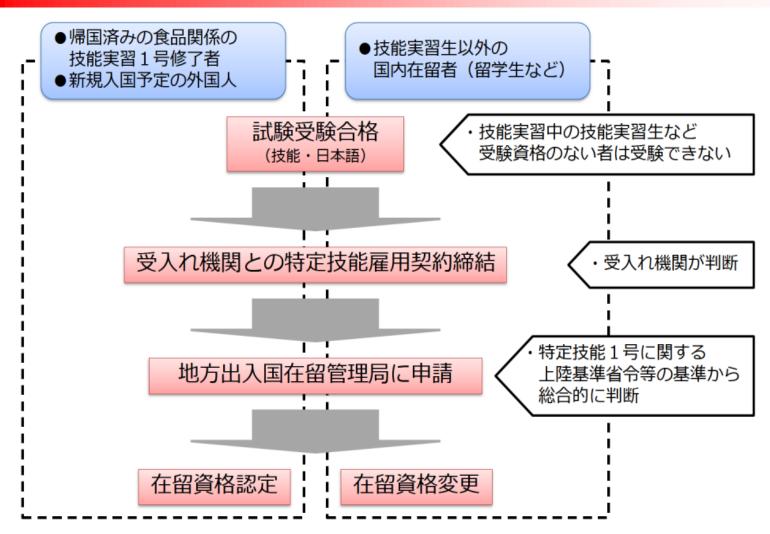
試験日程詳細2-2



神奈川県 横浜市	<u>AP横浜駅西</u> 6F H·I <u>室</u>	2020.09.10(木)	12:40	13:30	51名	受付終了	162名
愛知県 名古屋市	<u>名古屋サンス</u> カイルーム <u>2F A室</u>	2020.09.08(火)	12:40	13:30	60名	受付終了	225名
愛知県 名古屋市	<u>名古屋サンス</u> カイルーム <u>2F A室</u>	2020.09.08(火)	15:30	16:20	60名	受付終了	132名
愛知県 名古屋市	<u>名古屋サンス</u> カイルーム <u>2F A室</u>	2020.09.09(水)	09:10	10:00	60名	受付終了	141名
愛知県 名古屋市	名古屋サンス カイルーム <u>2F A室</u>	2020.09.09(水)	12:40	13:30	51名	受付終了	118名
大阪府 大阪市	天満研修セン ター 2F ホー <u>ル</u>	2020.09.09(水)	09:10	10:00	55名	受付終了	104名
大阪府 大阪市	天満研修セン ター 2F ホー <u>ル</u>	2020.09.09(水)	12:40	13:30	55名	受付終了	145名
大阪府 大阪市	天満研修セン ター 2F ホー ル	_ 2020.09.10(木)	09:10	10:00	55名	受付終了	95名
大阪府 大阪市	天満研修セン ター 2F ホー <u>ル</u>	_ 2020.09.10(木)	12:40	13:30	55名	受付終了	105名
福岡県 福岡市	福岡商工会議 所 4F 406· 407·408	2020.09.08(火)	12:40	13:30	43名	受付終了	204名
福岡県 福岡市	福岡商工会議 所 4F 406· 407·408	2020.09.09(水)	12:40	13:30	34名	受付終了	117名

特定技能ビザの申請方法



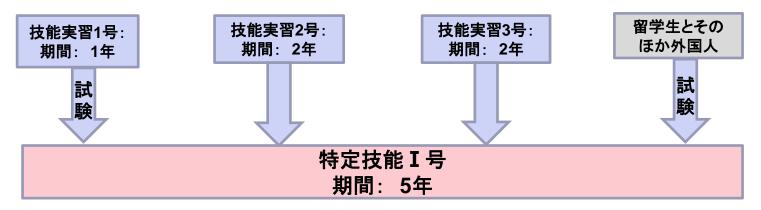


外国人労働者「技能実習生」から「特定技能」に変更



技能実習から特定技能1号に移行する条件は以下2つ。

- ① 技能実習2号を良好に修了していること
- ② 技能実習の職種、作業内容と、特定技能1号の職種が合致していること 特定技能は現状、14職種しか受け入れしてない



技能実習2号や3号から無試験で移行させる

技能実習I号は日本語試験と技能試験に合格させて移行させる。

技能実習制度の区分と在留資格



技能実習制度の区分に応じた在留資格は下表のとおり。

	企業単独型	団体監理型
入国1年目	第1号企業単独型技能実習	第1号団体監理型技能実習
(技能等を修得)	(在留資格「技能実習第1号イ」)	(留資格在「技能実習第1号口」 ²
入国2・3年目	第2号企業単独型技能実習	第2号団体監理型技能実習
(技能等に習熟)	(在留資格「技能実習第2号イ」)	(在留資格「技能実習第2号口」)
入国4・5年目	第3号企業単独型技能実習	第3号団体監理型技能実習
(技能等に熟達)	(在留資格「技能実習第3号イ」)	(在留資格「技能実習第3号口」)

第2号技能実習もしくは第3号技能実習に移行が可能な職種・作業は主務省令で定められており、また、第1号技能実習から第2号技能実習へ、第2号技能実習から第3号技能実習へそれぞれ移行するため、技能実習生本人が所定の試験(2号への移行の場合は学科と実技、3号への移行の場合は実技)に合格していることが必要。

技能実習と特定技能の制度比較



技能実習(団体監理型) 特定技能(1号) 特定技能(1号) 特定技能(1号) 特定技能(1号) 特定技能(1号) 特定技能(1号) 日本留資格 在留資格「技能実習」
世界法等 法律/出入国管理及び難民認定法
技能実習1号:1年以内、技能実習2号:2年以内、
日本
大国時の試験 (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり) 送出機関 外国政府の推薦又は認定を受けた機関 なし ま理団体 まを行う。主務大臣による許可制) なし なし なし
大田横関
監理団体 (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)
監理団体
大野機関 なし (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制) 外国人と受入れ機関のマッチング 受入れ機関の人教枠 常勤職員の総数に応じた人数枠あり 人数枠なし(介護分野、建設分野を除く) 大能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野) 原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号か 同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されてした。 「の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制) 受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等通じて採用することが可能 人数枠なし(介護分野、建設分野を除く) 村能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(2号、3号) 「おります」 「専門的・技術的分野) 「専門的・技術的分野) 「専門の・技術的分野) 「の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されてした。
通常監理団体と送出機関を通して行われる 通じて採用することが可能
人数枠
事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号, 3号) 「非専門的・技術的分野) 「非専門的・技術的分野) 「原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号か 「同則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号か

技能実習移行対象職種



< 技能実習3号まで>

- ➤ 缶詰巻締
- ▶ 食鳥処理加工業
- 加熱性水産加工食品製造業
- ▶ 非加熱性水産加工食品製造業
- ▶ 水産練り製品製造
- > 牛豚食肉処理加工業
- ハム・ソーセージ・ベーコン製造
- パン製造
- そう菜製造業

< 技能実習2号まで>

▶ 農産物漬物製造

<技能実習1号まで>

- ▶ めん類製造業
- 冷凍調理食品製造
- 菓子製造業

試 験合格者

修技 |了した者は試験免| |能実習2号を良好

除に

<特定技能1号>

- 食料品製造業
 - · 畜産食料品製造業
 - 例) 部分肉・冷凍肉、肉加工品 等
 - 水産食料品製造業
 - 例) 水産缶詰・瓶詰、海藻加工 等
 - 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 例)野菜漬物 等
 - 調味料製造業
 - 例) 味そ、しょう油・食用アミノ酸 等
 - · 糖類製造業
 - 例)砂糖、ぶどう糖・水あめ・異性化糖 等
 - 精穀・製粉業
 - 例)精米・精麦、小麦粉 等
 - パン・菓子製造業
 - 例) 生菓子、ビスケット類・干菓子 等
 - 動植物油脂製造業
 - その他の食料品製造業

(でんぷん、めん類、豆腐・油揚げ、あん類、冷凍調理 食品、惣菜、すし・弁当・調理パン、レトルト食品等)

- 清涼飲料製造業
- 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- 製氷業
- 菓子小売業(製造小売)
- パン小売業(製造小売)
- 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(こんにゃく、納 豆、ちくわ 等)



本日説明会にご参加して頂きありがとうございました。

これからも引き続き説明会と特定技能 I 号技能測定試験の 試験対策を行う予定。

KOWA WORLD株式会社では、外国人採用支援業務を行ってるので、 合格後の進路、就職支援、就職先の紹介などもぜひご相談ください。